

生活困窮者自立支援制度 しごと・住まい・子どもの学習 等のサポート

本人の状況に応じた支援

住居確保給付金の支給 (失業した方等への家賃相当額の支給)

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



※離職後 2 年以内で一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。

※家賃相当額については上限があります。

就労準備支援事業 (就労・自立に向けた準備など)

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に 6 か月から 1 年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象となります。

(平成 27 年度中に事業開始予定。実施機関等は未定。)

子どもの学習支援事業 (中学生の学習支援と居場所づくり)

中学生等を対象に学習の支援などを行う「学習支援教室」を開催します。教室では大学生がそれぞれの子どもに合わせて勉強を教えます。高校進学等に向け、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。



その他の支援

生活福祉資金貸付制度 (総合支援資金・緊急小口資金等)

失業や病気等による一時的に必要な生活費等の貸付け。

※資金種類等に応じて貸付条件が異なります。

その他、関係機関と連携した支援等

行政、医療・福祉サービス、ハローワーク、法テラス・弁護士・司法書士などの専門機関などと連携しながら、必要なサービスの調整・利用手続等のサポートを行います。

相談できる方

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方

Q どんな相談ができますか？

A 経済的な課題や就労に関すること、
引きこもりなど家族の問題などの相談をお受けします。

(たとえば…)

- 仕事がなかなか見つからないため生活が苦しい
- 就職しても長続きしないため生活が苦しい
- 借金の返済が多く、今の仕事(収入)だけでは生活が苦しい
- 家賃や公共料金(電気、ガス、水道代など)を滞納している
- 失業等により住む場所がなくなった など

ご相談(ご利用)方法

電話での相談

お気軽にお電話でご相談・お問い合わせください。

窓口での相談(来所)

事前にお電話等で時間と場所を決めて、丁寧にお話を伺います。

ご自宅等をお伺いしての相談(訪問)

来所でのご相談が難しい場合は、ご自宅等を訪問させていただきます。

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
金沢自立生活サポートセンター
金沢市高岡町7-25 松ヶ枝福祉館2階

電話 **076-231-3720**

ファックス 076-231-3560
E-mail support@kana-syakyo.jp

【開設時間】月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始は除く)
午前9時～午後5時45分まで

